

令和 2 年度事業計画（案）

I 基本方針

公益社団法人東京労働基準協会連合会は、平成 28 年 4 月 1 日に中央、上野、足立荒川、江戸川、立川、青梅及び三鷹の 7 地区労働基準協会、平成 29 年 4 月 1 日に八王子労働基準協会、平成 31 年 4 月 1 日に王子労働基準協会、令和元年 7 月には亀戸労働基準協会と組織統合を果たし、会員総数 4000 余の組織になったところである。令和 2 年度は、本部・支部の 11 団体が引き続き連携の強化を図り、東京全体を俯瞰した事業を展開とともに、各地域特有のニーズに対してもきめ細かく対応するなど、組織の特性を発揮し、一層の公益事業の推進に取り組むこととする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が本年 3 月 13 日に成立、施行され政府の対策強化が図られるなど、今後の推移については予断を許さない状況にあることから、今年度の事業計画において予定している事業についても、政府の方針等を受け、延期または中止とする場合があることを付記する。

第 1 に、労使の意識啓発・高揚事業としての労働条件の確保・改善対策、労働災害防止・健康確保対策については、東京労働局、各労働基準監督署、各地区労働基準協会、労働災害防止団体及び東京産業保健総合支援センターとの連携・協力の強化を図りつつ、積極的に取り組むこととする。

とりわけ、「働き方改革関連法」については、平成 31 年 4 月 1 日から中小企業も含めて順次施行されているが、施策が広範に及ぶものであるとともに、法の成立から施行までの期間が限られていることなどから、中小企業・小規模事業者を中心に履行体制の整備に遅れが認められ、その支援に積極的に取り組むこととする。

中期 5 か年計画である第 13 次労働災害防止計画については、3 年目に当たる令和元年の労働災害発生状況（厚生労働省速報値—令和 2 年 2 月 17 日発表）は、死亡災害は前年同期比 86 人（9.8%）減少の 795 人となっているが、休業 4 日以上死傷者数は前年同期比 4,978 人（4.3%）増加の 119,820 人に上っており、憂慮すべき状況となっている。第 13 次労働災害防止計画の目標達成のためには、さらなる労働災害防止の取組が求められており、Safe Work TOKYO の旗印のもとに、東京産業安全衛生大会、産業保健フォーラムをはじめとする各種事業の推進に積極的に取り組むこととする。

また、中央労働災害防止協会や公益社団法人全国労働基準関係団体連合会と連携し、全国産業安全衛生大会をはじめ、労働関係の各種事業の推進に取り組むこととする。

第 2 に、登録教習機関・登録安全衛生推進者等養成講習機関として行う各種技能講習・安全衛生推進者等養成講習について基本的には計画どおり実施を図り、特別教育、職長教育、安全管理者選任時研修等の法定教育・研修その他の安全衛生教育を確実に実施することにより、労働安全衛生法等の普及促進に努める。特に本年度においては石綿障害防止規則の改正（令和 3

年度施行予定)が予定され、石綿使用建築物の解体作業においては有資格者による事前調査が義務付けられることとされ、その資格者の養成が喫緊の課題とされている。当連合会においてもこの資格者養成講座を新規に開設し、遵法体制の確保に寄与することに努める。

また、各支部並びに各地区労働基準協会等とも連携し、一般労働条件対策、労働災害防止や健康保持増進対策等の普及等を目的とした講習会や法改正の説明会を、地域のニーズに応じて広域又はブロックにおいて企画開催し、労働関係法令等の普及促進を図ることとする。

第3に、広報、書籍・用品の販売、施設の貸与や会員向けの研修会、情報交換会等の収益事業の推進により、公益社団法人としての安定した財政基盤の確立を図り、会員事業場はもとより都内の事業場や労働者に対する公益事業の推進に寄与することに努める。

II 個別事業について

1 公益事業

(1) 労使の意識の高揚・啓発

イ 第17回東京産業安全衛生大会の開催

第13次労働災害防止計画に掲げられた重点施策の普及促進を図り、労働災害の大幅な減少と健康確保対策の普及促進を目的に、東京労働局、各労働基準監督署及び各地区労働基準協会と共催で、令和2年7月6日、日本教育会館「一ツ橋ホール」において開催する。

ロ 第25回 産業保健フォーラム IN TOKYO 2020の開催

健康確保、健康保持増進対策の普及促進を目的に、東京労働局、東京産業保健総合支援センター及び各地区労働基準協会と共催で、10月15日、「ティアラこうとう」(江東区)において開催する。

ハ 全国安全週間説明会、全国労働衛生週間説明会

労働災害防止対策や健康確保対策の普及促進を目的に、各労働基準監督署と各支部が連携し、それぞれ管内の事業場を対象に各週間の準備期間中の6月及び9月に開催する。また、各支部は、説明会に併せて労務・安全衛生講習等を実施する。

ニ 「私の安全宣言」の取組

第13次東京労働局労働災害防止計画の一環のうち、国民全体の安全・健康意識の高揚を図ることを目的として行う「私の安全宣言」に関し、広く作品の募集に努めるとともに、優秀作品の選定発表、表彰等に取り組む。

ホ 第79回全国産業安全衛生大会2020 IN 札幌 への参加協力

中央労働災害防止協会主催により10月7日から9日まで札幌市での開催が予定されていることから、会員はもとより、広く一般企業の参加勧奨に努める。

ヘ 労働災害防止大会

各支部は、所轄の労働基準監督署や労働災害防止関係団体と連携し、全国安全週間、全国労働衛生週間及び年末年始等の時期に、労働災害防止大会を開催し、労働災害の大幅な減少と健康確保対策の普及促進を図るとともに、安全衛生管理優良事業場に対し表

彰等を行う。

(2) 労働災害防止と健康保持増進対策

イ 東京衛生管理者協議会

会員である衛生管理者の身近で日常的な実務上の課題を中心に、年2回の研修会の充実を図る。特に「第13次労働災害防止計画」、「働き方改革」に対応し、ストレスチェック制度の活用によるメンタルヘルス対策、過重労働対策、受動喫煙防止対策、治療と職業生活の両立支援対策等の普及促進に努める。

ロ (公社) 東基連 産業医会

東京都医師会と共催し、日本医師会認定産業医研修の位置づけの下に、広く一般の認定産業医を対象として、とりわけ開催の機会が少ない実技研修を中心に(公社)東基連産業医会の研修会を開催し、健康確保対策、メンタルヘルス対策等の普及促進を図り、産業保健活動の活性化、健康づくり対策を支援する。

ハ リスクアセスメント、メンタルヘルス対策の普及促進

安全・衛生教育研究会やメンタルヘルス推進者養成講習等により、リスクアセスメントの実施、ストレスチェック制度の活用によるメンタルヘルス対策等の普及促進を図る。

ニ 安全教育研究会、労働衛生教育研究会の開催

株式会社PRCとの共催により、全国安全週間及び全国労働衛生週間の各準備期間中に、安全教育研究会、労働衛生教育研究会として講習を実施する。

(3) 安全衛生教育事業

平成31年度は、労働安全衛生法の普及促進のため、登録教習機関及び登録安全衛生推進者等養成講習機関として行う技能講習や安全衛生推進者等養成講習、特別教育、職長教育、安全管理者選任時研修等の法定教育・研修、その他の安全衛生教育及び免許試験受験準備講習等の充実を図る。

イ 安全衛生研修センターにおける実施計画

① 技能講習(安全関係10種類)

フォークリフト運転(11時間コース、31時間コース)、玉掛け、ガス溶接、小型移動式クレーン運転、床上操作式クレーン運転、高所作業車運転(10m以上)、プレス機械作業主任者、乾燥設備作業主任者、はい作業主任者及び木材加工用機械作業主任者

② 技能講習(衛生関係5種類)

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、有機溶剤作業主任者、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者、石綿作業主任者及び鉛作業主任者

③ 特別教育(7種類)

自由研削砥石、アーク溶接、高所作業車運転(10m未満)、低圧電気取扱、高圧・特別高圧電気取扱、粉じん作業及びダイオキシン類

- ④ その他の安全衛生教育（登録安全衛生推進者等養成講習を含む、7種類）
安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習、職長教育、安全管理者選任時研修、衛生管理者能力向上教育、携帯用丸のこ盤作業教育及びKYT研修
- ⑤ 受験準備講習（4種類）
衛生管理者（1種、2種、特例）及びX線作業主任者
安全衛生研修センターでは、上記の講習等33種類330回を予定している。

ロ 中央支部における実施計画

- ① 技能講習関係（衛生関係）
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、有機溶剤作業主任者及び石綿作業主任者講習の3科目7回
- ② 特別教育
酸素欠乏・硫化水素危険作業2回
- ③ その他の安全衛生教育（登録安全衛生推進者等養成講習を含む）
安全衛生推進者養成講習及び衛生推進者養成講習2科目11回、安全管理者選任時研修7回 その他、リスクアセスメント担当者研修、雇入れ時安全衛生教育3回、初級衛生管理者実務講座
- ④ 受験準備講習
衛生管理者（1種、2種）各6回

ハ 八王子・立川・青梅・三鷹支部（多摩地区支部）は、次の講習会等の実施管理を協力・連携して開催する。

- ① 技能講習関係（衛生関係）
立川支部が主催する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、有機溶剤作業主任者及び特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者3科目8回
 - ② 技能講習関係（安全関係）
八王子・立川・青梅支部が主催するフォークリフト運転技能講習における学科4回の合同開催
 - ③ 特別教育
クレーン運転特別教育（実技）、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育3回
 - ④ その他の安全衛生教育（登録安全衛生推進者等養成講習を含む）
安全衛生推進者養成講習及び衛生推進者養成講習を各3回、安全管理者選任時研修2回、職長・安全衛生責任者教育2回、雇入れ時安全衛生教育4回
その他、多摩地区各支部が単独で主催する次の講習会に対し、他支部が受講者の募集などの支援等を行う
- ・八王子支部主催：
- 危険予知訓練講習会1回、玉掛け技能講習・クレーン運転特別教育（学科を青梅支部と共催）2回開催

- ・立川支部主催：
 - フォークリフト運転技能講習 7 回、玉掛技能講習・クレーン運転特別教育を 3 回、ガス溶接技能講習、アーク溶接等の業務特別教育、自由研削砥石の砥石取替え又は取替え時の試運転の業務に係る特別教育、衛生管理者試験準備講習を各 1 回
- ・青梅支部主催：
 - 玉掛け技能・クレーン運転特別教育（学科を八王子支部と合同開催） 2 回、動力プレス機械の金型調整等の業務に係る特別教育、危険予知訓練を各 1 回
- ・三鷹支部主催：
 - メンタルヘルス講習会 1 回

ニ 建築物石綿含有建材調査者講習開講に向けた取組

建築物の解体・改修工事における石綿飛散防止・ばく露防止対策を適切に講じることが目的に、当該工事を開始する前に石綿の使用の有無に関する調査（事前調査）を行うことなどが石綿障害予防規則で義務づけられている。現在、厚生労働省において、これらの対策の強化充実をはかるため、この事前調査を行う者を建築物石綿含有建材調査者講習修了者等でなければならないとする制度改正が、令和 2 年夏をめどに石綿障害予防規則の改正・公布、公布から 3 年後めどに事前調査者の要件（建築物石綿含有建材調査者講習修了者）の義務化（施行）が予定されている。

改正後においては、年間約 1000 万件超えると推計される建築物の解体・改修工事を実施する場合は、講習修了者による事前調査が必須となるため、講習修了者は 20 万人から 40 万人必要とされるところ、現状で 1500 名程度しかいないことから、その育成が喫緊の課題となっている。

このような情勢を踏まえ、関係事業場における法令順守の体制を確立することを目的として、当連合会において早期の開講を目指し、中央労働災害防止協会等との連携・協力の下に準備を進める。

（４）労働関係法令、労働災害防止及び健康保持増進対策等の普及のための取組

イ 労務関係実務講座

① ベーシックセミナー

東京都内全域の事業場を対象として、最新の法令に基づく労務管理水準の確保とその向上を図るため、法令、通達等の周知のための講習、都内共通の労務管理上のテーマによる講習等を、参加を希望する事業場の利便性を考慮し、1 テーマごとに 3 箇所以上の拠点において、おおむね四半期ごとに企画実施する。

また、労基法等関係法令の改正が行われた場合には、これに対応する講習等を効果的に実施する。

② プレミアムセミナー

積極的に労務管理改善を図ろうとする取組を支援するため、具体的実務的なテーマによる専門性のある講習を、都内の各拠点において、2回以上企画実施する。

ロ 各地域のニーズに応じて実施するブロック講習

① 安全衛生関係講習会

中央支部：熱中症予防管理者研修、総括安全衛生管理者研修、心とからだの健康講座、新任衛生管理者のためのセミナー

上野支部：新入社員等安全衛生教育講習、安全管理セミナー

王子支部：新入社員等安全衛生教育講習（上野支部共催）

危険予知訓練研修会（足立・荒川、上野支部共催）

「パワーハラスメント関連のセミナー」（上野、足立・荒川支部共催）

足立荒川支部：新入社員安全衛生教育、メンタルヘルス講習会、危険予知訓練研修会、労務管理と健康づくり講習会

江戸川支部（亀戸支部共催）：雇入れ時安全衛生教育研修、KYT研修

青梅支部：新入社員安全衛生教育、労働安全衛生関係講習会

八王子支部：新入社員安全衛生教育

② 労務関係実務講座（セミナー）

中央支部：新規労務担当者向け実務講習、労働保険・社会保険事務手続講習、年金入門講座、給付金等入門講座、労働基準法等基礎講座、社会保険（健保・年金）基礎講座、労働基準法等実務講座、労災保険実務講座、社会保険実務講座、雇用保険実務講座

上野支部：労務管理セミナー

王子支部：労務管理講習会（年間2回）

「就業規則関連のセミナー」（上野、足立・荒川支部共催）

足立荒川支部：労災保険給付実務講習会

江戸川支部：人事労務・厚生担当者（社保・雇用保険）実務講習会、労基法セミナー、労災保険給付実務講座（亀戸支部共催）

立川・三鷹支部共催：労災保険関係実務講座

④ その他

中央支部：セカンドライフセミナー、事例からみた法令研究講座、パーソネル（人事労務）セミナー、女性活躍推進関連セミナー

江戸川支部：江戸川健康づくりセミナー

ハ 労務管理研究会

産業構造や就労形態の多様化や労働関係法制の改正等により、企業における労務関係の課題はますます増加している。このような現状を踏まえ、人事労務担当者の実務知識向上による労務管理改善の促進を図るため、労務管理研究会を設置運営し、同研究会による労基法等労働関係法令の研修会等を開催する。

(5) その他

イ 受託事業

厚生労働省、東京労働局の委託事業であって、当連合会の目的に適合する事業については、実施に係る主体的能力を勘案し、応札する。

ロ 広報

会報「東基連」を毎月発行する。各支部は持ち回りで「支部たより」を掲載するとともに、随時、別途「支部会報」を発行する。

その他、HPの充実、各支部との連携を図る。

2 収益事業

(1) 収1事業（広報、出版、書籍・用品の販売、施設・設備機器の貸与の事業）

イ 広報 会報への広告掲載、HPへの広告・案内等の掲載。

ロ 書籍出版・用品販売の事業

「労災保険給付の手続き(改訂2版)」「衛生管理者初級テキスト」の発行、販売

ハ 施設・設備機器貸与の事業

「中労基協ビル」事務スペースの貸与、講習用教室・会議室の貸与、安全衛生研修センターの講習用教室等の貸与

ニ 健康診断受診斡旋

健診機関と提携し、各支部管内の事業場に対する健康診断受診の斡旋。

(2) 収2事業（他団体への協力事業）

イ 労働安全衛生法に基づく出張試験への協力

関東安全衛生技術センターが実施する東京地区出張特別試験の実施に協力する。

ロ 中災防への協力事業

中災防からの委託事業として、その事業活動の周知広報、中小規模事業場安全衛生相談事業や全国産業安全衛生大会の参加勧奨を行う。

また、中災防が実施する「中小企業無災害記録証」に取り組む。

なお、2021年には全国産業安全衛生大会が東京で開催される予定であることから、中災防の支援の下に、東京労働局、各労働基準監督署、東基連各支部及び地区労働基準協会等を構成員とする開催準備委員会の創立など、東京大会開催に向けた取組を始動する。

ハ 全基連への協力事業

(公社)全国労働基準関係団体連合会(全基連)東京都支部として、全基連が委託を受けた大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業、職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発事業等への取組を進める。また、全基連の自主事業である外国人技能実習制度関係者養成講習への取組を進める。

(3) 収3事業（労働保険事務組合事業）

適正で確実な業務処理により円滑な事業運営を行う。また、委託事業場に対するサービ

ス向上の一環として労働保険制度等に関する情報をメール配信で提供する。今後さらに会報やホームページ等により労働保険制度や事務組合制度の周知と委託事業場の拡大に努める。

Ⅲ 共益目的事業（会員の研修、相互交流の事業）

1 会員に対するサービス

各種講習会・セミナーの開催とその受講料の割引

安全衛生研修センターで実施する安全衛生教育（技能講習・安全衛生（衛生）推進者講習養成講習を除く。）に対する会員割引

会報「東基連」の配布

2 会議等

イ 支部事務局長会議を隔月で開催

ロ 地区労働基準協会等連絡協議会

年2回開催。局との情報交換。

ハ 新春賀詞交換会

各支部において開催。

ニ その他

各支部における幹事会、部会等は、支部規程、支部会則により定例で実施。

3 優良事業場見学会

各支部において実施予定。なお、上野・王子・足立荒川支部は3支部共催、多摩地区支部（立川・青梅・三鷹・八王子支部）では4支部共催で実施を予定。

4 安全祈願祭

八王子支部では1964年（昭和39年 東京オリンピック）から薬王院高尾山にて毎年4月中旬に開催。今年度、第57回安全祈願祭を開催予定。

Ⅳ その他法人関係

1 広報 会報「東基連」の定期発行（毎月）、各支部「会報」の随時発行。

2 会員拡大 本部及び各支部において、新規加入事業場の勧奨を図る。

3 その他行事予定 予定表（別紙「令和2年度 本部・支部行事予定表」）のとおり。